

H20年改正を踏まえての運用上の問題

1. 申請期間
(黒澤構成員からのご発表を踏まえ)
 - 本人は、なぜ、申請期間中に申請しなかった/できなかったのか？
2. 支給対象者の範囲
 - (ア) DV・親族間犯罪
(番構成員からのご発表を踏まえ)
 - 子どもが生き残った場合の「例外」の考え方
 - ▶ DVで配偶者が殺害された場合の子供
 - ▶ 親が子を殺害しようとした場合の子供
 - 第1順位である配偶者と被害者との間に婚姻の実態が無い場合に、第2順位者を繰り上げられないか。
 - (イ) 生前、被害者との関係がない遺族への遺族給付金支給
(警察庁からのご発表を踏まえ)
 - 支給要件の問題か、金額の問題か。
(cf. あすの会要綱案「生計を共にしていた」)
3. 支給に必要な時間
(中曽根構成員からのご発表を踏まえ、現状確認)
 - 最短での支給
 - 仮給付の運用状況

(遺族給付・障害給付に関し) 所得保障型給付の考え方

1. あすの会要綱案“年金”に関するご提案との関係
 - 「平均収入」を保障するか否かとして整理し直したい(年金型とするか否かは支給形式の問題とする。)。一時金としてご提案いただいている部分についても、様々な生活費を含んだ概念のようなので、両者一体としての総額としての支給水準の考え方を検討したい。
2. 支給水準(平均収入保障)
 - **参考(規模)**第10回議事録(松村構成員からのご説明)
 - ▶ 32億5,500万円(支給算定実績として平成17年度数値を基準とされたもの)
 - ▶ 被害者死亡による補償(27億)

- ◇ 一時金：26億4,000万円（1,200万円×220件）
- ◇ 年金方式：6,000万円（1か月10万円×12か月×50件）
- 障害補償（5億5,500万円）
 - ◇ 一時金：4億9,500万円（支給裁定実績に等級別の金額を乗じる）
 - ◇ 年金：6,000万円（1か月10万円×12か月×50件）
- 上記参考値について
 - 下線部について、特段の算定根拠が不顕出
 - 一時金1200万円根拠（第12回松村構成員ご発表）
 - ◇ 葬儀代
 - ◇ 生活費
 - ◇ 子どもの当座の教育費用
 - ◇ 差し迫っているローンの支払い
 - ◇ 取引先への当面の支払
 - ◇ シェルター費用
 - ◇ （自宅）将来売却時の現存分
 - ◇ 見舞金（子供を亡くした親の場合）
 - ◇ 医療費立替（400~500万円）
 - 年金としては制度開始初年度のみを想定していることから、「有期」としてどれくらいの年数を乗じるべきか（累積）が不明
- **参考（規模）**
 - 現状の犯給制度の裁定金額総額（H24 被害者白書，23年度値）
約20.6億円
 - また，第7回での警察庁ご発表の支給例参照

海外での犯罪被害者

1. 海外での犯罪被害について…誰の被害を念頭におくべきか。
 - （国籍だけでいいのか？日本での住民登録等？）
2. 「犯罪」被害かどうか（テロ事件か否かで切り分け得るか）
3. 事実調査の程度
 - 現状（外務省・警察庁への質問事項のご回答，犯罪被害給付制度の対象とする場合の具体的問題点）
 - [参考]他の制度について（厚労省，黒澤構成員への質問事項のご回答）
4. 不支給・減額事由